

仕様書

年 度 令和 5 年度
場 所 三原市西野五丁目

名 称 西野浄水場高区送水ポンプ更新工事実施設計業務

種 別 配水施設整備 第 号

期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで (契約締結後 日間)

概 要 ポンプ設備実施設計
ポンプ設備 N=1式

設 計 業 務 委 託 仕 様 書

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は西野浄水場（三原市西野五丁目）における、高区送水ポンプの機械設備等の更新に関する工事に必要な設計並びに図書作成業務に適用する。

第2節 業務の目的

本委託業務(以下業務という)は、本仕様書に基づいて、以下に示す施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行なうことを目的とする。

設計対象及び諸元については下記を基本とするが、当該業務において総合的に検証すること。

高区送水ポンプ設備：送水ポンプ、電動弁等

8.58 m³/min×34m×75kW 2台（内1台予備）

第3節 一般仕様書の適用

本仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

1. 設計業務等共通仕様書（広島県）
2. 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
3. その他関連規格類

第4節 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

第5節 法令等の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第6節 中立性の保持

受託者は常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第7節 公益確保の責務

受託者は業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全、その他公益を害することの無いように努めなければならない。

第8節 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第9節 許可申請

受託者は工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成等を遅滞なく行わなければならない。

第10節 提出書類

受託者は業務の着手及び完了にあたって、広島県水道広域連合企業団三原事務所の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 業務着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 業務完了届 (ニ) 納品書 (ホ) 業務委託料請求書 等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

第11節 管理技術者及び照査技術者

1. 受託者は管理技術者及び照査技術者を定め、専門的な知識を有し、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。
2. 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
3. 受託者は、業務の進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

第12節 関係官公庁等との協議

受託者は関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

第13節 貸与図書等

本業務の履行の上で必要となる各種資料等の内、広島県水道広域連合企業団三原事務所所有の資料については貸与を行う。その他必要資料については、設計協議等において受託者より願い出ること。

また、貸与に際しては、貸与品借用（返納）書を提出し、貸与期間中の管理については受託者の責任において行うこと。

第14節 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

第15節 成果品の検査

1. 受託者は、業務完了時に成果品検査を受けなければならない。

2. 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
3. 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第16節 引渡し

1. 本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、成果品の検査をもって業務の完了とする。
2. 本業務の履行期間は、令和6年2月29日までとし、このうち、検査期間として10日間を見込んでいる。受託者は履行期間の終期日の10日前（終期日の10日前が土曜日、日曜日、祝日等に当たる場合はその前日）までに業務を完了するとともに、調査職員を通じて業務完了通知書を提出するものとする。

第17節 疑義の解決

本仕様書に定める事項に疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で必要がある場合は、協議して定めるものとする。

第2章 調査

第1節 調査すべき対象物

設計に関連する水道施設の機械・電気設備、配管及び構造物等とする。

第2節 調査方法

現地調査、完成図書及び関係諸官公署、企業者等の図面により調査するものとし、特に重要な箇所で不明確と考えられる箇所については調査職員に報告してその指示を受けること。

第3節 調査事項

既設及び計画施設の機器の仕様、構造、能力及び構造物の位置、形状、寸法とする。

第3章 設計一般

第1節 打合せ

1. 業務の実施にあたって、受託者は調査職員と密接な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

2. 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りについて、受託者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

第2節 設計基準等

設計にあたっては、調査職員の指示する図書及び本仕様書第7章準拠すべき図書に基づき、設計業務を行わなければならぬ。

第4章 設計

第1節 一般事項

広島県水道広域連合企業団三原事務所の指示する設計要領、様式、計画図書に基づき、実施設計に必要な図書の一切を作成するものとし、受託者との設計協議は基本的には初回・中間としているが、設計業務中に疑義を生じた場合は、速やかに調査職員と協議しその結果、後日疑義を生じないよう記録整理しておくものとする。

第2節 設計要領

1. 設計にあたる前、仮設及び本設備について事前に配置計画等を作成し、調査職員に報告して指示を受けること。
2. 設計にあたっては、施工上並びに維持管理上支障のない範囲内で経済的になるよう使用材料を考慮すること。

第3節 特定の材料、工法の採用

特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、その見本または説明書(承認図)を提出し調査職員の承認を得ること。

第4節 設計図面

1. 製図の基準は、調査職員の指示する以外は土木学会制定(土木製図基準)によること。
2. 図面の大きさは原則としてA-1版で作成し、A-3版(縮小印刷)で提出することとし、様式は広島県水道広域連合企業団三原事務所の基準によること。
3. 縮尺は第6章第3節に示す値を原則とする。

第5節 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

第6節 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第7節 作業項目

1. 設計協議

本業務の過程において重要な事項は、事前に調査職員と協議を行わなければならない。また、協議事項は議事録を提出し、交互に誤認を生じないよう努めること。

詳細設計の実施に伴って必要な関係官公庁への手続きや協議等に対しては、協議への同席とともに必要な資料作成を行うこと。

議事録は2通提出し、広島県水道広域連合企業団三原事務所の内容確認押印後、1通を受託者に返却する。

2. 現地調査

現地においては、施設用地の境界、工事搬入出経路、架空を含めた既設占用物等を調査し、工事において支障を生じないようにすること。

3. 設計計画

当該設計における基本方針は、本仕様書において示すが、詳細設計の進捗により再検討を行うべき事案が生じた場合においては、調査職員に対して提案を行い、協議の上、必要に応じて見直しを行うこと。

広島県水道広域連合企業団三原事務所より貸与する完成図書等の内容を充分に理解し、工事において既設設備等に支障を生じないよう既設設備と詳細設計の内容の整合性を確保すること。また必要に応じ、施設の段階整備検討などを行なうこと。

4. 各種計算（機能）

機械・電気設備、配管及び各種構造物について、各種容量計算、設備計算、水理計算を行ない、詳細設計図面等に基づく各種仕様の確認を行なうこと。また、仕様及び内容確認後、必要な計算を行なうこと。

5. 図面作成

詳細設計図面は工事発注区分等を調査職員と協議し、発注区分毎に作成すること。

また、土木、建築、機械、電気等各工事図面において、設備機器等の位置、工事区分の明示等、整合性を確保すること。

7. 数量計算

数量計算書は図面と同様に工事発注区分毎に作成すること。

また、機械設備及び電気設備等については、特記仕様書及び見積依頼書を作成し、提出すること。

8. 審査

設計照査に際しては照査技術者がこれに当たるものとする。

第5章 審査

第1節 審査の目的

受託者は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

第2節 審査の体制

受託者は、遗漏なき審査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

第3節 審査事項

受託者は、以下に示す事項について審査を実施しなければならない。

1. 基本条件の確認内容について
2. 比較検討の方法及びその確認内容について
3. 設計計画(配置計画、構造計画、仮設計画等をいう)の妥当性について
4. 計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう)について
5. 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出書類

第1節 提出図書

提出図書は次の事項により提出しなければならない。

第2節 設計関係提出図書

1. 設計図
2. 参考設計書

3. 数量計算書等
4. 特記仕様書
5. 見積依頼仕様書

第3節 提出部数

設計図データ 一式

設計図 A-3 印刷（縮小図面）2部

平面図 … 1/100

(詳細設計図 … 1/10 ~ 1/50)

参考設計書 A-4 製本したもの 2部

各種計算書 A-4 製本したもの 2部

特記仕様書 A-4 製本したもの 2部

設計根拠資料 一式

電子データ 一式

設計図面は JW-CAD データ、設計書・数量計算書等は Excel データ、特記仕様書は Word データとする。

また、成果品一式を PDF データに変換し提出すること。

第7章 準拠すべき図書

業務は下記の掲げる該当図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

1. 水道施設の技術的基準を定める省令（厚生労働省）
2. 水道施設設計指針（日本水道協会）
3. 水道維持管理指針（日本水道協会）
4. 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
5. その他関連基準

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	单 價	金 額	明細単価番号	基 准
設計業務	1	式				
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
高区送水ポンプ	1	式				
設計協議(基本設計及び詳細設計) 機械	1	式				
現地調査(詳細設計) 機械	1	式				
直接経費	1	式				
旅費交通費	1	式				
連絡車(ライトバン)運転費	3	日				

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	基 准
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
設計業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						